

「教職調整額10%超」よりも教員の数を増やし、雑務を減らして！

1. 中教審特別部会の方針は「？」

5月13日、中教審「質の高い教師確保特別部会」が「審議のまとめ（案）」を出しました。教職員の長時間過密労働と教職員未配置（「教育に穴があく」）状況の解消について、教職員定数増・少人数学級前進など、抜本的な解決策を示すことが期待されましたが、教職調整額の10%以上増額や担任手当創設・管理職手当増額などの一部処遇改善で済ませようとするものでした。これでは、長時間労働解消も質の高い教師の確保も不可能です。

2. 10%は「大幅引き上げ」ではない

教職調整額の代わりに教員が差し出しているものは、「残業代なしの残業」で、4%は基本給が30万円だとすれば1万2000円、10%でも3万円にしか過ぎません。4%の根拠は、1972年施行の給特法で教職調整額を定めるにあたり、1966年度に行われた全国的な教員の勤務状況調査で月あたりの平均残業時間が「8時間」だったということで、つまり、8時間分の残業代に相当するのが基本給の4%でした。しかし現在、厚生労働省が過労死ラインとしている月80時間を超える残業をこなす教員は珍しくなく、8時間の残業代に相当する教職調整額が4%なら、80時間の残業代は40%でなければおかしいはずです。

3. 臨時教職員の「人材バンク」が枯渇

文科省によると、教員不足の最大の要因は「産休・育休取得者数が見込みより多いこと」でした。ここ数年、臨時教職員の確保が著しく困難になっており、非常勤講師の場合、年度末の争奪戦で1人が何校も兼任せざるを得なくなっています（芸術や情報・国語など、善意にすぎって成り立っている状況）。教員志望者も、教員免許を持ちながら正規教員の採用を待つ人も減ったため、臨時教員の「人材バンク」だった、県教委に登録する人も激減してしまいました。再任用が終わった人を特別に地公臨でお願いせざるを得ないというイレギュラーでその場しのぎの事態も増えています。

4. 教育予算を増やす政府に転換する必要

政府が教職調整額を10%に引き上げると決めた場合、その3分の2は地方負担のため、財源をどうするかが問題となります（総額で国が1200億円、地方が2400億円程度となり、地方負担は1440億円増加）。群馬の産振手当や定通手当は、組合が守ってきたこともあり全国でも高い水準にありますが、こうした手当の引き下げを県教委が逆提案してくる可能性があるためと組合では警戒しています。そのような手当の見直しには断じて応じられませんが、結局の所、教育に金をかけない政府から金をかける政府へと転換しない限り、様々な矛盾は解決しません。教職員が一致団結して声をあげ、長時間過密労働解消につながる給特法と学習指導要領の抜本的改正と教育環境整備を、政府・文科省に強く求めていきましょう。

仕方がないを変えていこう 声かけ合って集って話してつながろう

右のQRコードから、ご意見・ご感想フォームにつながります。
みなさんのご意見やご感想をお寄せください。

